

福岡市動物サポーター制度実施要綱

(目的)

第1条 福岡市動物サポーター制度（以下「本制度」という。）は、個人又は企業・団体等との共働により、福岡市動物園（以下「動物園」という。）に対する市民の親しみを醸成し、動物愛護についての市民理解を深めるとともに、動物や自然と共生する豊かな市民生活の推進に寄与することを目的とする。

(制度概要)

第2条 本制度では、動物園に対する支援の方法に応じて、次の各号に掲げる動物サポーターを設ける。

(1) 動物サポーター

個人又は企業・団体が、動物園で飼育されている動物の飼料購入費の一部に充当される資金を寄付することにより、動物園を支援する。

(2) 提案型動物サポーター

企業・団体が、動物園への支援に関する提案を行い、提案を踏まえて決定した支援内容や方法により、動物園を支援する。

(3) 商品提携型動物サポーター

企業・団体が、動物園と提携した商品を販売し、その売上の一部を寄付することにより、動物園を支援する。

(動物サポーター)

第3条 動物サポーターは、本制度の目的に賛同して登録した個人又は企業・団体とし、前者を「個人サポーター」、後者を「企業・団体サポーター」とする。

2 動物サポーターとして登録しようとする個人又は企業・団体は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、福岡市動物園に登録申請するものとする。

3 動物サポーターとして登録しようとする個人又は企業・団体は、登録申請時に、福岡市動物園で飼育されている動物の飼料購入費の一部に充当される資金（以下「サポート資金」という。）を次に掲げる金額以上、動物園に寄付するものとする。

(1) 個人サポーター 1,500円

(2) 企業・団体サポーター 50,000円

4 前項の寄付の履行は、動物園の窓口における納付又は動物園が指定する納付方法により行うものとする。

5 動物園は、登録申請に併せてサポート資金を寄付した個人又は企業・団体を動物サポーターとして登録し、登録証兼動植物園無料入園券（以下「年間パスポート」という。）を交付する。

6 動物サポーターの登録期間（以下「登録期間」という。）は、登録日から1年が経過する該当月の末日までとする。ただし、サポート資金を1,500円以上提供することで更新することができる。

(提案型動物サポーター及び商品提携型動物サポーター)

第4条 提案型動物サポーター及び商品提携型動物サポーター（以下「提案型・商品提携型サポーター」という。）は、本制度の目的に賛同した企業・団体とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものからの申請は受理しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗

営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種

- (2) 消費者金融業・事業者金融業
- (3) 投資顧問業， 抵当証券業， 商品先物取引業， 金融先物取引業など， 利殖を目的とした投資・投機のあつせん， 勧誘， 募集等を専ら行う事業者
- (4) たばこ製造業種（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。）
- (5) ギャンブル（公営又は宝くじに係るものを除く。）にかかるとるもの
- (6) 法令等で認められていない業種・商法・商品
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (9) 興信所・探偵事務所
- (10) 債権取立て， 示談引受けなどをうたったもの（ただし， 弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。）
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生・更生手続中， 又は手続開始の申し立てがあるもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 悪質な行為などにより福岡市の指名停止期間中である事業者や， その他の行政指導を受け改善がなされていないもの
- (15) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員， 及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (16) 規制対象となっていない業種でも， 鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや， 連鎖販売取引に関するもの， ペットショップ及び動物関連も含む葬儀・墓地・墓石関連事業者など動物園になじまない業種

2 提案型・商品提携型サポーターの対象は， 申請のあつた 1 年間で概ね 5 万円以上の寄付が見込まれるものとする。なお， 機器備品， 商品等による現物寄付の場合は， その額が 5 万円以上に相当するものとする。

3 提案型・商品提携型サポーターとして登録しようとする企業・団体は， 動物園に登録申請書に必要な事項を記載のうえ， 提案又は商品による支援（以下「提案・商品支援」という。）の概要が分かる資料を添付して申請するものとする。

4 提案型・商品提携型サポーターの申請手続きは， 次の各号に定めるところによる。

(1) 申請

申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は， 登録申請書（様式第 2 号又は様式第 4 号）に必要な事項を記載のうえ， 提案・商品支援の概要が分かる資料を添付して提出する。

(2) 認定

ア 提案・商品支援の内容や方法等については， 申請者及び動物園が協議のうえ決定するものとし， 動物園が必要と認める場合は支援の内容等について条件を付すことができる。

イ 提案・商品支援の内容や方法等が， 次の各号のいずれかに該当するものについては認定しない。

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (エ) 政治性のあるもの

- (オ) 宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (キ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (ク) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、動物園のイメージを損なうおそれがあるもの

(3) 認定通知

認定を行ったときは、認定通知書(様式第3号又は様式第5号)により申請者に通知する。

(4) 表示

申請者は、認定を受けた提案又は商品に「福岡市動物園」の名称、指定するデザイン及び動物園を支援している旨の表示をしなければならない。

(5) 実績報告

商品提携型のサポーターの認定を受けたものは1年間に1回、認定時に指定した時期に実績報告書(様式第6号)を提出する。

(6) 寄附金の納付

申請者は、福岡市が発行する納付書により、あらかじめ定められた算出方法による金額を、指定の期日までに納付する。

- 5 申請者は、認定を受けた提案や商品について変更があるときは、動物園に報告するものとする。この場合において、動物園は、申請者に対して再申請を求める場合がある。
- 6 動物園は、申請者の提案若しくは商品に不備等があった場合又は提案若しくは商品の変更等により認定することが適当でなくなった場合は、認定を取り消すことができる。
- 7 申請者は、自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請を取り下げた月までの実績報告書を提出し、申請を取り下げた月の翌月に、あらかじめ定められた算出方法による金額を納付しなければならない。
- 8 申請者は、提案又は商品による支援の内容について一切の責任を負うものとする。
- 9 申請者は、提案内容又は商品の品質やサービスなどを福岡市が保証するものではない旨、誤解を与えないようにしなければならない。
- 10 いかなる場合であっても、既納の寄附金の返還は行わない。

(特典)

第5条 サポート資金を寄付した動物サポーター及び提案型・商品提携型サポーター(以下「動物サポーター等」という。)は、次のとおり年間パスポートを受領できる。

- (1) 個人サポーター 年間パスポート 1枚
- (2) 企業・団体サポーター 年間パスポート 5枚

なお、企業・団体サポーターは、年間パスポート5枚に代わり、1名・1回限り入園可能となる年間パスポート補助券を受領することができる。受領できる年間パスポート補助券の枚数は、50,000円以上100,000円未満は25枚、100,000円以上150,000円未満は50枚、150,000円以上200,000円未満は75枚、200,000円以上は100枚とする。

- 2 動物サポーター等は、年間パスポートの掲示により、登録期間中は無料で動植物園に入園することができる。
- 3 50,000円以上の寄付をした動物サポーター等から事前に公表の了解を得た場合は、当該個人の氏名又は企業・団体の名称を動物園内の掲示板に登録期間中掲示する。
- 4 100,000円以上の寄付をした企業・団体サポーターから事前に公表の了解を得た場合は、企業・団体の名称を、動物サポーター等の登録後に発行する動植物園パンフレット10万部以上及び登録期間中に発行される「動植物園だより」に掲載する。ただし、第4条第1項但し書きに定める業種又は事業者の名称は掲載しない。

- 5 2,000 円以上の寄付をした動物サポーター等は、動物園が主催又は指定する催し物に優先的に参加することができる。
- 6 2,000 円以上の寄付をした動物サポーター等は、(公財)福岡市緑のまちづくり協会が無償で発行している「動植物園だより」を受領できる。

(会計報告)

第6条 福岡市動物園は、毎年3月末日までにサポート資金の収支実績を集計し、動植物園だより等で公表する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

会員番号

--

福岡市動物園動物サポーター申込書

平成 年 月 日

ふりがな			
氏名	(年齢 歳)		
住所	〒 —		
	都道府県		市郡町村 区
電話番号	— —		
好きな動物名			
支援期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 末日まで		
金額 (どちらか○)	1	1,500円	2 円

(あて先) 福岡市長

福岡市動物園動物サポーター
提案型サポーター制度申請書

住所
商号又は団体の名称
代表者名

印

本制度の趣旨及び内容を十分理解したうえで、次のとおり申請します。

提案の名称及び支援内容		
連絡先	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	E-mail	

※この申請書に、支援内容の概要が分かる資料を添付してください。

【留意事項】

- 1 本件に要する一切の費用は申請者の負担とします。
- 2 提出された全ての書類等は返却できません。
- 3 公文書公開請求があった場合、個人情報を除き、原則として提出書類を公開します。

様式第3号
平成 年 月 日

様

福岡市動物園動物サポーター
提案型サポーター制度認定通知書

福岡市長
(住宅都市局みどりのまち推進部動物園)

年 月 日付で申請がありました福岡市動物園サポーター提案型サポーター制度の申請につきましては、下記のとおり認定しましたのでお知らせします。

認定番号	
商号又は団体の名称	
支援内容	
支援方法	
備考	

〒810-0037
福岡市中央区南公園1番1号
福岡市住宅都市局みどりのまち推進部動物園
電話番号 (092) 531-1960
FAX (092) 531-1996

(あて先) 福岡市長

福岡市動物園動物サポーター
商品提携型サポーター制度申請書

住所

商号又は団体の名称

代表者名

印

本制度の趣旨及び内容を十分理解したうえで、次のとおり申請します。

商品の名称		
年間販売（製作）予定数		
年間売上見込額	(算出方法)	
販売期間		
販売場所		
実績報告書提出時期	毎年 月報告（翌月納入）	
連絡先	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	E-mail	

※この申請書に、商品の概要（商品名、商品分類、商品の単位、単価）が分かる資料を添付してください。また、複数の商品を申請する場合は、一覧表を添付してください。

※年間販売予定数及び各金額は、実績報告書提出月までの見込みとしてください。

【留意事項】

- 1 本件に要する一切の費用は申請者の負担とします。
- 2 提出された全ての書類等は返却できません。
- 3 公文書公開請求があった場合は、個人情報を除き、原則として提出書類を公開します。

様

福岡市動物園動物サポーター
商品提携型サポーター制度認定通知書福岡市長
(住宅都市局みどりのまち推進部動物園)

年 月 日付で申請がありました福岡市動物園サポーター提案型サポーター制度の申請につきましては、下記のとおり認定しましたのでお知らせします。

認定番号	
商号又は団体の名称	
商品の名称	
販売期間	
実績報告書提出時期	毎年 月報告(翌月納入)
備考	

※認定通知書発行後、実績報告書提出時期を変更する場合は、変更後の時期及び変更する理由を記載のうえ、書面で提出してください。

〒810-0037

福岡市中央区南公園1番1号

福岡市住宅都市局みどりのまち推進部動物園

電話番号 (092) 531-1960

FAX (092) 531-1996

(あて先) 福岡市長

福岡市動物園動物サポーター
商品提携型サポーター制度実績報告書

住所

商号又は団体の名称

代表者名

印

認定を受けたサポート商品について、次のとおり実績を報告します。

認定番号	
商品の名称	
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
寄付額	(算出方法)
販売数	
売上額	
申請内容の変更等 (※)	

※実績報告書提出時期等申請書の内容を変更する場合は、変更する内容を記載のうえ、書面で提出してください。